

兵庫県立図書館資料収集方針

第1 基本方針

- 1 県民への社会教育の推進及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために、各分野における基本的な資料から専門的な資料まで幅広く収集する。
- 2 県全域への均衡ある図書環境を充実させるために、市町立図書館と連携を図り、県と市町との役割分担を基本としつつ、必要な資料を収集する。
- 3 県の歴史、文化、行政などの郷土資料を次世代に引き継いでいくために、市町立図書館と連携を図り、幅広く収集する。
- 4 県民一人ひとりの日常生活で起こる問題や仕事における課題を解決しようとする際に、必要な資料を収集する。

第2 収集する資料

収集する資料の種類は、次のとおりである。

- 1 一般資料
 - (1) 図書（電子書籍を含む。）
 - (2) 雑誌
 - (3) 新聞（マイクロフィルムを含む。）
 - (4) 視聴覚資料
 - (5) 電子資料
 - (6) 地図
- 2 郷土資料

第3 選択基準

- 1 共通事項
 - (1) 基本方針を踏まえ、予算等を勘案のうえ効率的で適切な収集を行う。
 - (2) 資料の内容、著者、出版者、価格等が適切かなどを考慮して収集する。
 - (3) 製本は堅牢か、用紙は適切か、印刷は鮮明かなどを考慮して収集する。
 - (4) 思想、宗教、政治的立場等の価値観の相違するものについては、各立場を尊重しつつ、収集する。
- 2 図書
 - (1) 各分野にわたり、基本的な図書、専門書、学術書、参考図書、全集、叢書、資料集を収集する。
 - (2) 県民の調査、研究、学習活動等を支援するために必要な図書を収集する。
 - (3) 特定分野を対象とした高度な内容の図書については、県全体で広域的に利用が見込まれるものを収集する。
 - (4) 増補、改訂版は、その程度、内容を考慮して収集する。
 - (5) 古書、復刻版は、資料的価値が高いものを収集する。
 - (6) 類書の多いものについては、所蔵状況を考慮して収集する。
 - (7) 就労、健康医療、法律など利用者及び県民の生活や仕事に関する課題を解決するために必要なものを収集する。
 - (8) 事典、辞典、便覧、図鑑、年鑑、年報、書誌、目録、索引、統計書等を体系的、継続的に収集する。

- (9) 国の各機関、政府関係機関が刊行するものは、統計書、報告書、公報（広報）、調査書、研究書等を中心に、その内容が包括的なものを収集する。
- (10) 都道府県（政令指定都市を含む。）が刊行するものは、統計書、都道府県史を中心に、その内容が包括的なものを収集する。
- (11) 市町村が刊行するものは、市町村史を中心に、その内容が包括的なものを収集する。
- (12) 外国語図書については、各分野の主要なものを収集する。
- (13) 新書、文庫は、評価の定まったものを中心に、内容の充実したものを収集する。
- (14) 次の図書は、原則として収集しない。
 - ① 個人的な趣味、娯楽に資するもの
 - ② 学習参考書、各種試験問題集
 - ③ あるテーマに関して単に作業をする方法や手順が記述されたもの
 - ④ 個人、団体の宣伝を目的としたもの

3 雑誌

- (1) 各分野の代表的なものを収集する。
- (2) 国の各機関、政府関係機関が刊行するものは、基本的なものを収集する。
- (3) 専門分野の団体が刊行するものは、基本的なものを収集する。

4 新聞

- (1) 主要な全国紙の兵庫県内版を収集する。
- (2) 県内地方紙の本紙及び各地方版を収集する。
- (3) 収集をしている新聞に係るマイクロフィルムを収集する。
- (4) 業界紙、専門紙、機関紙は、厳選して収集する。

5 視聴覚資料

- (1) 研修用など活用が図られるものを厳選して収集する。

6 電子資料

- (1) 他の出版形態では刊行されていないものについては、上記2の考え方に準じて収集する。

7 地図

- (1) 国土地理院発行の5万分の1地形図を収集する。
- (2) 国土地理院発行の2万5千分の1地形図で兵庫県に係るものを収集する。

8 郷土資料

- (1) 次の郷土資料については、上記2（(14)を除く。）から7の考え方にかかわらず幅広く収集する。
 - ① 兵庫県、県内市町、県内の国の機関、その他公的機関が刊行した資料
 - ② 兵庫県の出身者、居住者が刊行した資料
 - ③ 兵庫県内において刊行された資料
 - ④ 郷土にゆかりのある人について記載された資料
 - ⑤ 郷土を主題とする資料
- (2) 郷土資料の種類は、図書、雑誌、新聞（マイクロフィルムを含む。）、視聴覚資料、電子資料、地図など形態や媒体を問わず必要な資料とする。